

## 控訴人第1準備書面

令和7年(ネ)第3458号

控訴人 松竹伸幸

被控訴人 市田忠義

## 控訴人第1準備書面

2025年10月15日

東京高等裁判所 第23民事部Bハ係 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 佃 克彦

同 平 裕 介

同 伊 藤 建

同 堀 田 有 大

控訴人は本書面で、控訴答弁書に対して反論をする。

第一 同書面第3の1(2~5頁)に対して

一 同(1)(2~4頁)に対して

1 ここで被控訴人は、1998(平成10)年の東京地判を引用して縷々述べるが、この引用部分は、当該個別の事案において名誉毀損性の判断をしているに過ぎず、本件に何ら影響を与えるものではない。

2 なお、上記東京地判が本件に影響を与えるかどうかはともかく、ここにおける被控訴人の主張の結論は3頁25行目~4頁4行目のとおりであり、即ち、

“長時間の演説において、演説全体の主題が意見論評である場合、一部発言が全体の主題に対する印象を離れて独自に印象を与えない限り、当該発言は意見論評に当たる”

というものである。

しかし、具体的な文脈や文意を離れて抽象的にこのようなテーゼを掲げても何の意味もない。

## 二 同（2）（4～5頁）に対して

1(一) ここで被控訴人は、被控訴人の演説における控訴人に言及した部分は、47分間の中の4分12秒であるとし、更に、そのうち本件発言は約20秒であるとか約2秒であるとか言い、そのことをもって、本件発言につき、「演説全体の主題に対する印象を離れて独自に印象を与えるものではなかった」と言う。

しかし、言及されている内容を離れて言及時間のみでこのように言うことには全く意味がない。

被控訴人が当該演説で述べた本件発言は、控訴人が本件書籍につき、党的内部を攪乱する目的をもって値段を安くした旨の事実を摘示するものであって、その内容において、党員である控訴人がその属する党と党員を裏切ったとの印象を与えるものなのであり（訴状3頁）、演説中、このようなひどい裏切り行為があったことを公然と語る部分が聴衆に強い印象を与えることは必定である。

したがって、

「演説全体の主題に対する印象を離れて独自に印象を与えるものではなかった」

などとは到底言えない。

(二) なお被控訴人は、

「演説全体の主題に対する印象を離れて独自に印象を与えるものではなかった」

などと言いながら、そもそも約47分の「演説全体の主題」とそれ「に対する

る印象」が何なのかについていずれも全く明らかにしていない。

全体の主題すら明らかにしないにおいて、本件発言について“全体の主題から離れて印象を与えるものではない”などと抽象的に述べても全く論証にならないのであり、要するに被控訴人の主張は、口先で言い繕っているだけの代物に過ぎない。

2 また第3段落で被控訴人は、被控訴人が本件発言の前後で控訴人についての自身の評価を述べているとの事をもって、

「一般聴衆は本件発言および本件発言部分についてあくまで一審被告の評価であると理解する」

というが、まったく意味不明である。

本件発言は、

「その文春と相談して、党内をかく乱するためには値段も安くしましょう。記者会見で公然と語っています。格安の千円にしたのは、党員というのは貧乏人が多いと、そういう人に買ってもらうためには、印税少なくしてでも千円にしようと、こういうことまで相談しました。」

と、はっきりと（控訴理由書6頁の3(3)参照）言っているのである。

文脈上、この「党内をかく乱するためには値段も安くしましょう」との部分は、控訴人がそのように言ったとしか聞きようがないのである。

本件発言の前後で被控訴人が控訴人の評価を述べているとどうしてこれが被控訴人の評価に転じてしまうのか、被控訴人の理屈には著しい飛躍がある。

### 三 同（3）（5頁）に対して

ここで被控訴人は、本件発言につき、

「その文春と相談して、党内をかく乱するためには値段も安くしましょう。記者会見で公然と語っています。」

と反訳されるべきだと言い、一般聴衆は、「党内をかく乱するためには」と「値段も安くしましょう。…」とを分けて受け取ると主張する。

しかし、上記箇所に「、」を打とうがどうしようが、「党内をかく乱するためには」という言葉の意味それ自体に照らしても、またその文脈に照らしても、控訴人に対する被控訴人の評価だと聞こえる（＝読める）余地は全くないのであり、被控訴人の主張は単なる強弁である。

日本語の意味として、「党内をかく乱するためには（、）値段も安くしましよう。」という言葉の「党内をかく乱するためには」との発言部分が、一体全体どうして控訴人に対する被控訴人の評価だと聞こえるのか、被控訴人の主張には（そして原判決4頁の判断も）あまりにも無理がある。

## 第二 同2（5～6頁）に対して

### 一 第1段落（「前記1（（1）」で始まる段落）について

ここで被控訴人は、本件発言および本件発言部分が「ごくわずかな時間や分量でしかない」から名誉毀損性はごく僅かだと言う。

しかし、名誉毀損性が時間と分量で決まるなどというのは被控訴人の独自の見解に過ぎない。

かようなことは、「甲野太郎は人を殺した」というわずか10文字でも甲野の名誉が著しく低下するといえることからも明らかである。

そして本件の場合も、第一の二1（）（●頁）で述べた通り、本件発言は、控訴人が本件書籍につき、党の内部を攪乱する目的をもって値段を安くした旨の事実を摘示するものであって、その内容において、党員である控訴人がその属する党と党員を裏切ったとの印象を与えるものなのである（訴状3頁）。

政党のように、同じ政治的目的で集まった集団は、偶発的に形成された集団と比べてその結束が固いことは言うまでもなく、そのような集団において仲間を裏切ったと指摘されることは、言われた者の評価を、回復不能なほどに地に落とすものである。

よって、本件発言の名誉毀損性がごく僅かだなどという被控訴人の主張は失当である。

## 二 第2段落（「また、」で始まる段落）について

ここで被控訴人は、控訴人につき、党と対立関係にあると聴衆は認識していたと言い、かかる前提があると控訴人の社会的評価は低下しないという。

しかし、“対立関係にある者についてはそれ以上評価が下がらない”などという立論自体、全く根拠のない、被控訴人独自の見解である。

本件において被控訴人は、聴衆に対し、“控訴人は党の内部を攪乱する目的で書籍の値段を安くした”という新しい情報（事実）を吹き込んでいるのである。つまり聴衆は、そのようなスキャンダラスな裏切り行為を新たに吹き込まれたのであるから、仮にそれ以前に既に控訴人に対して否定的な感情を有していた者がいたとしても、その者が控訴人に対する評価をより一層下げることになるのは明らかである。

被控訴人の主張は、その場しのぎの思いつきに過ぎない。

## 第三 同3（6頁）に対して

ここで被控訴人は、公正な論評の法理が成立するというが、そもそも「党内をかく乱するためには」との発言は被控訴人の論評ではないのであり、よって前提において失当である。

## 第四 結語

以上の次第であり、被控訴人の主張は悉く失当である。

甲6のとおり、本件の市田演説は現在もなおインターネット上で公開されており、控訴人の損害は拡大を続けている。

原判決は、速やかに取り消され、控訴人の請求が認容されなければならぬ。

以上